

令和4年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【家計急変世帯対象給付（11月申請分）】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・家計急変後、1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（0円）である世帯」に相当すると認められる世帯に対して、給付を行います。
- ・令和4年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（0円）である世帯、または令和4年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は給付対象者に該当しません。通常申請でお申込みください。

※令和3年度が非課税（0円）であったが令和4年度は非課税（0円）ではない世帯は該当する場合があります。
 ・申請書や詳しいお知らせは、在学する学校ホームページから入手してください。

<https://www.tohrei-fujisawa.ed.jp/student/files/kyufukin3.pdf>

※保護者とは…原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県または学校にお問い合わせください。

支給対象となる生徒等

(1) 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（0円）である世帯」に相当すると認められる世帯

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税（0円）である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
①個人事業者	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者	1,000,000円 未満	1,700,000円 未満	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

※この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等について年収見込を確認してください。
- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入）が②に該当すること。

(2) 認定基準日※現在、

- ・保護者等が神奈川県内に在住していること
（注意）保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外
- ・高校生等が高等学校等に在籍していること
- ・高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること

（注意）高校生等が生活保護（生業扶助）を措置されている場合は支給対象外

※認定基準日

令和4年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和4年7月1日が認定基準日となります。
 令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

受給について

指定口座に神奈川県私学振興課から振り込みます。

ただし、授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てるため、在学校に神奈川県私学振興課から振り込みます。（未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状（未済用）を学校長あてに提出します。）

支給額

世帯区分		支給額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
都道府県民税・ 市町村民税 非課税相当世帯	1人目の高校生等	134,600円	52,100円	52,100円
	2人目の高校生等	152,000円		

申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、152,000円の支給額になります。

ただし、複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は134,600円、2人目以降の高校生等は152,000円の支給額になります。（通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の学校に通う高校生等は52,100円、通信制又は専攻科以外の学校に通う高校生等は152,000円の支給額となります。）

7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額になります。

提出期限・提出先

提出期限 **令和4年11月24日（木）までにご投函いただき、**

提出先 **高等学校事務室あてにご郵送ください。**

- ・ 申請に必要な書類は、詳しいお知らせをご参照ください。
- ・ 提出期限までに申請できない場合は、事務室 佐藤へご一報ください。

支給時期

令和5年2月末頃を予定しています。

- ・ （不）支給の決定を通知いたします。
- ・ 令和4年11月24日（木）までに申請された場合の支給予定日です。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合等は、支給日が遅れますのでご注意ください。

問合せ先

藤嶺学園藤沢高等学校 事務室 佐藤

電話番号 0466-23-3150 Eメール jim@tohrei-fujisawa.ed.jp